

中野区教育委員会会議録

令和4年第2回臨時会

令和4年3月11日

中野区教育委員会

令和4年第2回中野区教育委員会臨時会

○日時

令和4年3月11日（金曜日）

開会 午前11時50分

閉会 午後12時02分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

子ども教育施設課長 塚本 剛史

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議事

(1) 議決事件

①第15号議案 行政処分取消請求事件に係る訴訟の処理方針について

(2) 協議事項

①審査請求の取扱いについて (子ども・教育政策課)

○議事経過

午前 11 時 50 分開会

入野教育長

それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 2 回臨時会を開会いたします。

議事に入ります。

会議録署名委員は田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

ここでお諮りをいたします。

議決事件第 15 号議案「行政処分取消請求事件に係る訴訟の処理方針について」につきましては、争訟に関する対応方針の決定に関する案件であり、本件に関する適正な執行を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

引き続きお諮りをいたします。

協議事項「審査請求の取扱いについて」は、裁決の過程における案件であり、意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議がございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下、非公開)

(令和 4 年第 3 回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下、協議事項に係る非公開部分を公開)

<協議事項>

入野教育長

次に協議事項に入ります。

「審査請求の取扱いについて」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いします。

子ども・教育政策課長

それでは審査請求についてご説明いたします。

本件審査請求人は令和2年12月26日に中野区教育委員会に対し、区政情報公開請求を行っております。

内容としては、旧中野刑務所正門の取扱いに係る説明会において、当時の教育委員会事務局次長が「門の耐震補修をすると接道条件など建築基準法の規制を受ける」と発言した説明について、そのように説明する理由がわかる文書の公開を求めるといふものです。

教育委員会は令和3年1月12日に審査請求人に対し、文書を作成していないことを理由に、区政情報の不存在を通知いたしました。これに対し審査請求人は、令和3年2月2日に処分を不服として、審査請求を行ったものです。その後、教育委員会は棄却を求める弁明書を提出し、審査請求人に弁明書の副本を送付するとともに、反論書の提出を求めましたが、審査請求人から反論書は提出されておられません。

教育委員会は令和3年8月16日に中野区区政情報の公開に関する条例に基づき、本件に係る審査を中野区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、令和4年2月10日中野区情報公開・個人情報保護審査会より、諮問に対して「審査請求は、棄却すべきである」旨の答申を得ております。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今、条例に基づいて諮問したという説明がありましたけれども、この経緯というか、どんな手続になってこういう諮問をしたのか、もう少し説明いただければと思います。

子ども・教育政策課長

中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項におきまして、区政情報に係る公開の請求があった場合、実施機関、この場合教育委員会でございますが、公開決定等について、中野区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して裁決しなければならないという規定がございます。

こうした規定に基づきまして、今回審査会のほうへ諮問し、資料にありますとおり、答申を得たというものでございます。

田中委員

ということは、教育委員会において答申を尊重して、教育委員会が裁決するというところでよろしいでしょうか。

子ども・教育政策課長

ご指摘のとおりでございます。

入野教育長

他に発言はございますでしょうか。

伊藤委員

審査会の判断というところで、理由の具体性、合理性、あと請求情報に該当する文書が存在すると判断できる特段の事情があるかという、三つの基準ということが必要と書かれておρισして、具体性、合理性、それから存在すると判断できる特段の事情の有無というところは、これまでの事実関係と合致しているところかなと思うのですけれども、こういった、きちんと合致しているので、審査会の意見というものに特段間違いはないというか、異議はないという形で、こちらも考えていくということで、よろしいということでしょうか。

子ども・教育政策課長

審査会の答申につきましては、今、委員ご発言のとおりと認識をしております、教育委員会としてもこういった意見を尊重して、裁決をいただければと考えているところでございます。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

他にご発言がなければ、まとめさせていただきます。

委員のご発言もございましたけれども、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき、審査会の答申を尊重して、裁決を行うということでよいのかと思います。

その場合、審査請求を棄却するという採決になること、またその理由といたしましては、審査会の答申における第4に記載の内容と同様の趣旨であるということになるかと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、それでは、事務局は協議結果を踏まえて、議案を提出するための準備をしてください。

本協議につきましては、終了いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第2回臨時会を閉じます。

ありがとうございました。

午後 12 時 02 分閉会